

平成28年6月松伏町議会定例会提出議案概要

議案第58号

松伏町監査委員の選任について

1 趣旨

松伏町監査委員安達君年氏の任期は、平成28年6月19日で満了となるが、再び安達君年氏を同委員に選任することについて同意を求めるもの

2 任期

平成28年6月20日から平成32年6月19日まで

議案第59号

人権擁護委員の候補者の推薦について

1 趣旨

人権擁護委員八代善彦氏の任期は、平成28年9月30日で満了となるが、再び八代善彦氏を同委員の候補者として法務大臣に推薦することについて意見を聞くもの

2 任期

平成28年10月1日から平成31年9月30日まで

議案第60号

人権擁護委員の候補者の推薦について

1 趣旨

人権擁護委員明戸洋氏の任期は、平成28年9月30日で満了となるが、再び明戸洋氏を同委員の候補者として法務大臣に推薦することについて意見を聞くもの

2 任期

平成28年10月1日から平成31年9月30日まで

議案第61号

人権擁護委員の候補者の推薦について

1 趣旨

人権擁護委員山本美恵子氏の任期は、平成28年9月30日で満了となるが、再び山本美恵子氏を同委員の候補者として法務大臣に推薦することについて意見を聞くもの

2 任期

平成28年10月1日から平成31年9月30日まで

議案第62号

松伏町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

1 趣旨

松伏町学校給食センターの運営に要する経費について、規定の整備をするもの

2 内容

松伏町学校給食センターの運営に要する経費に係る規定の整備（第7条）

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| (経費) 第7条 給食センターの運営に要する経費のうち、法(※)第6条第2項に規 | (経費) 第7条 給食センターの運営に要する経費のうち、法(※)第11条第2項に |

定する経費は、教育委員会が定める。

規定する経費は、教育委員会が定める。

※「法」とは、「学校給食法」を指す。

- 3 施行期日
公布の日

議案第63号

松伏町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における保育士配置に係る特例を定めるとともに、規定の整備をするもの

2 内容

(1) 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例（附則第6条）

朝夕等の児童が少数となる時間帯について、保育士2名の配置に代えて、保育士1名及び保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を配置することで保育を実施することができるものとする。

(2) 幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例（附則第7条）

保育士の数の算定について、幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができるものとする。

(3) 保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例（附則第8条）

保育の実施に当たり必要となる保育士の数の算定について、時間外保育等の実施により追加的に保育士を確保しなければならない場合には、その範囲内で町長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を保育士とみなすことができるものとする。

(4) その他規定の整備

- 3 施行期日
公布の日

議案第64号

松伏町学校給食センターボイラー更新工事請負契約の締結について

- 1 工 事 名 松伏町学校給食センターボイラー更新工事
- 2 施 工 箇 所 松伏町大字田島1515番地2
- 3 履 行 期 限 平成28年10月31日
- 4 請 負 金 額 52,704,000円
- 5 請 負 業 者 東京都中央区銀座七丁目14番1号
荏原実業株式会社
代表取締役 鈴木 久司
代理人 関東支社長 菊池 桂司